

## 秋田市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

また、生活保護法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があったので、併せて生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
保戸野いわま薬局	秋田市保戸野中町1番25号	令和7年12月1日

### 2 廃止

事業所名称	廃止年月日
大住調剤薬局	令和7年10月31日
小児科内科橋本愛隣医院	令和6年5月31日

### 3 辞退

事業所名称	辞退年月日
秋田県子ども・女性・障害者相談センター	令和7年11月30日